

下呂市社会福祉協議会「居宅介護支援」契約書

サービス利用者： _____（以下「利用者」という。）と下呂市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が運営する小坂ケアサポートセンター（以下「事業所」という。）は、居宅介護支援を受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業所は、介護保険法の定めるところにより、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、利用者に対し適切な居宅サービス計画を作成し、その計画に基づくサービスの実施状況を把握し、居宅介護サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、契約締結日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が申請し、変更の認定を受け、有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の期間満了日までとします。
- 2 上記契約満了日までに、利用者から更新について異議の申出のない場合は、この契約は自動的に更新されたものとみなし、以後この例によるものとします。

第3条（居宅サービス計画（ケアプラン）立案及び変更の援助並びに管理）

- 1 事業所は、介護保険法に定める指定居宅介護支援事業所として介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを作成します。
- 2 事業所は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに担当のケアマネジャーが対応できるよう必要な援助を行います。
- 3 事業所は、利用者が受ける在宅サービス利用状況について、利用者からのサービス利用に関する苦情相談等を受け、必要に応じてサービスを点検し、関係機関との連絡調整を行います。

第4条（契約の終了）

以下の各号に基づく契約の終了事由が生じた場合、本契約は終了します。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 利用者の要介護状態区分が自立と認定された場合
- 三 利用者が介護保険施設に入所した場合（ただし介護老人保健施設についてはこの限りでない）
- 四 第5条から第7条までに基づき本契約が解約又は解除された場合
- 五 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 六 事業者が指定を取り消された場合

第5条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の3日以上前までに事業所に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な事由がある場合には即時に解約することができます。

第6条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業所もしくはケアマネジャーが以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業所もしくはケアマネジャーが正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- 二 事業所もしくはケアマネジャーが第11条に定める義務に違反した場合
- 三 事業所もしくはケアマネジャーが故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第7条（事業所からの契約解除）

事業所は、利用者が故意又は重大な過失により事業所もしくはケアマネジャーの生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合には、本契約を解除することができます。

第8条（損害賠償）

事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第9条（記録の保存整備）

- 1 事業所は、サービス提供に関する記録を契約の終了後5年2ヶ月間保存します。
- 2 事業所は、利用者又は利用者の家族に対して、いつでも保管する利用者に関する記録・書類の閲覧・謄写に応じます。但し、謄写の実費を請求することがあります。

第10条（虐待防止のための措置）

事業者は、利用者に対する身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、担当者を設置および指針を整備し、委員会を定期的を開催します。

- 2 従業者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

第11条（苦情解決）

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている行政機関などに苦情を申し立てることもできます。

第12条（秘密保持及び個人情報利用の同意）

- 1 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービス提供にあたって知り得た利用者及び家族の個人情報を他に漏らしません。
- 2 事業者は、その従業員が退職後も在職中に知り得た利用者及び家族の個人情報を他に漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議等において用いることがあります。
- 4 利用者及びその家族は、本条第3項に係る個人情報の利用については、本契約締結により同意とします。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

